

東根市ナラ枯れ被害対策計画

令和 7年 4月

東 根 市

東根市ナラ枯れ被害対策計画の概要

1. 計画策定の目的及び背景

ミズナラやシイ、カシなどの樹木が枯死するナラ枯れは、カシノナガキクイムシという体長5mm程度の虫が運ぶナラ菌が原因で、1980年代主に西日本で発生した。その後日本海側を北上し、本県では平成3年に庄内地方で被害が確認された。本市では平成21年度に341本の被害木が確認され、平成24年度の被害木2,611本をピークに被害は減少傾向にあるが、終息にはいたっていないことから、引き続きナラ枯れ被害の終息のために防除の徹底が求められている。

ナラ類は里山をはじめ広く分布していることから、被害の拡大により景観が大きく損なわれるのはもちろんのこと、水源かん養や山地崩壊など、森林の持つ公益的機能の低下が危惧されていることから、適切な対策が望まれている。

ナラ枯れ被害木の多くは50年以上の老齢樹であることから、炭焼き等の定期的な伐採でぼう芽更新されることが健全な森づくりに有効的な手段と言われているが、現在の化石燃料に依存する社会環境では困難な状況にある。

このように被害が発生しているなか、市内全域を対象とするべきであるが、第4期計画（5カ年間）でも、山形県ナラ枯れ被害対策推進計画に準じた『特定ナラ林』の区域を設定し、優先的に被害対策（駆除・予防）を行い、森林の公益的機能を充分に発揮させることを目的とする。

2. 計画の期間

第4期計画：令和7年度から令和11年度までの5カ年とする。

3. 計画の目標

（1）基本目標

本計画に基づく適切な駆除・予防等を行ないながら、森林の公益的機能が充分に発揮できる森林の維持を行うと共に、人的被害・施設被害・景観被害の発生を防止する事目標とする。

(2) その方策と基本的な考え方

- ①県内民有林の約1/2を占めるナラ類を、森林形成の為の主要樹種として位置づけ、維持・保全を図る。
- ②予防を重点的に行い、計画区域の被害木についての駆除は順次実施する。
- ③健全木の伐倒によるぼう芽更新等を行うものとし、森林の若返りに努める。

4. 計画の対象となる森林

(1) 区域の指定

特定ナラ林保全計画で定める「ハチカ沢・餓岳」、「蛇山・堂ノ前山」、「黒鳥他」、「大森山（5条森林）」、「大滝付近」の5区域に、山形県ナラ枯れ被害対策推進計画『特定ナラ林の選定基準』を基に選定した4区域を追加し、『東根市ナラ枯れ被害対策計画対象森林』の区域とし次表に示す。

なお、計画区域については、その後の被害状況により見直すものとする。

（単位：ha）

対図番号	計画対象森林	林小班	面積
①	ハチカ沢・餓岳他	13・14・16・17	270.37
②	蛇山・堂ノ前山他	1～6	129.04
	堂ノ前公園	※A	15.10
③	黒鳥他	35・36	72.95
④	大森山(5条森林)	37-イ	5.95
	大森山(5条森林以外)	※A	19.94
⑤	若木山	※A	6.70
⑥	国道48号線周辺	90～96、130～133	360.00
⑦	大滝付近	130-イ-22～25	11.90
	合計		891.95

※A 森林法上の森林でない為、林班なし。

【山形県ナラ枯れ被害対策推進計画『特定ナラ林の選定基準』】

特に公益性が高く継続的にナラ類を保全していく森林を、特定ナラ林として次の基準により選定する。

- A) 土砂流出防備や飛砂防備などの機能が特に高い森林。
- B) 天然記念物などの重要なナラ及び重要木と一体となり管理される森林。
- C) 森林公園など不特定多数の人の利用に供することを目的に整備された森林。
- D) 枯損倒木により人家や公共施設などに直接被害を与える恐れが高く、かつ枯損後の伐倒などが著しく困難な森林。
- E) 景勝地などでナラが枯損することにより景観が損なわれ、その回復が困難な森林。

5. 計画実施の方針

(1) 予防

殺菌剤の注入による予防帯を設置し、特定ナラ林の健全化を図るのが有効であるが、殺菌剤の薬効が最大で2年である事から、伐採によるぼう芽更新も併せて実施していく。

【※下記①を積極的に実施し、広範囲の予防帯を設置する。】

① 単木的防除手法

- ・予防殺菌剤の注入を実施する。

② 面的防除手法

- ・合成集合フェロモン剤による大量誘引捕殺
- ・伐採利用による駆除と森林の更新を兼ねた林業的防除

(2) 駆除

カシノナガキクイムシの穿入を受け枯損した木を対象とし、被害の拡大を防ぐため駆除を実施する。

① 立木くん蒸

作業足場が確保できる箇所で実施する。

② 伐倒被覆くん蒸

集積可能箇所で実施する。

被害木の多くはおおむね5年～10年程度で根倒れを起こす危険性があるため、住民の安全確保を最優先とし、基本的に伐倒被覆くん蒸を実施する。

③ 伐倒焼却

搬出可能箇所で実施する。

④ 伐倒破碎

搬出可能箇所で実施する。

(3) 被害木処理

ナラ枯れ被害跡地に残存する枯損木の伐倒整理を行い倒木、流木被害の未然防止と併せ、森林の再生を進める。

(4) 薬剤及び資材支給

NPOや自治会など自主的に防除を実施する団体及び個人に対し、ナラ枯れ被害の拡大を防止するため薬剤及び資材の支給を行う。

(5) その他

『ナラ枯れはどうして発生するのか』そのメカニズムを地域住民に周知するため、ナラ枯れ予防講習会を開催する。講習会を通して、ナラ枯れ対策に加え、森林が果たす公益的機能に対し理解を深め、地域の山を守る意識を醸成する。

6. 計画実施の区分

東根市ナラ枯れ被害対策計画対象森林内の「特定ナラ林」で下記の事業を活用し事業実施する。

主な事業	対象森林	内容
森林病害虫等 防除事業	・東根市ナラ枯れ被害対策計画対象森林 (特定ナラ林)	カシノナガキクイムシの駆除 及び予防

7. 実施計画

年度毎の事業実施予定区域・事業量は次表のとおりとする。

なお、事業実施予定区域・事業量については、その後の被害状況により見直すものとする。

区分	施業種目	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		5カ年計	備考
		実施予定期域	事業量(ha)	実施予定期域	事業量(ha)	実施予定期域	事業量(ha)	実施予定期域	事業量(ha)	実施予定期域	事業量(ha)		
5条森林	予防	③, ⑥, ⑦ほか	2.5	②, ④ほか	2.5	③, ⑥, ⑦ほか	2.5	②, ④ほか	2.5	③, ⑥, ⑦ほか	2.5	12.5	
	駆除	被害箇所	0.5	被害箇所	0.5	被害箇所	0.5	被害箇所	0.5	被害箇所	0.5	2.5	
5条森林以外	予防	②, ④ほか	3.0	④, ⑤ほか	3.0	②, ④ほか	3.0	④, ⑤ほか	3.0	②, ④ほか	3.0	15.0	
	駆除	被害箇所	0.5	被害箇所	0.5	被害箇所	0.5	被害箇所	0.5	被害箇所	0.5	2.5	
	薬剤及び資材支給等	※ア	—	※ア	—	※ア	—	※ア	—	※ア	—	—	
	合計	—	6.5	—	6.5	—	6.5	—	6.5	—	6.5	32.5	

※ア 薬剤支給については、計画区域内・外に問わらず支給を行うものとする。